

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会の会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）が設置する広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、会議の透明かつ公正な運営の確保を図り、もって地域住民等の知る権利の保障に資するため、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着により傍聴人を決めるものとする。

3 報道関係者による会議の傍聴については、必要に応じ、第1項の規定とは別に、報道関係者の定員を設けるものとする。

(傍聴人が遵守する事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会場において発言しないこと。

(2) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) ゼッケン、たすき等の着用、旗、プラカード等を掲げる行為その他の示威的行為をしないこと。

(5) 他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。

(6) 選定委員会の委員長（以下「委員長」という。）の許可を得ないで、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(7) 係員の指示に従うこと。

2 傍聴人は、会議が非公開とされたときは、会場から退出しなければならない。

(秩序の維持)

第4条 前条に掲げる事項を遵守しない傍聴人に対しては、委員長が、その是正を求め、又は退室させるものとする。

(資料の配布等)

第5条 傍聴人には、会議の資料を配布する。

2 傍聴人は、委員長からの求めがあった場合は、会議終了後、前項の規定により配布された会議の資料を返却しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。